

あしなが育英会

とは

病気や災害、自死（自殺）などで親が死亡、または障がいを負っている家庭の子どもたちを物心両面で支える一般財団法人です。国などの補助金・助成金は受けず、継続してご支援くださる「あしながさん」や全国の街頭での「あしなが学生募金」などで頂いた寄付金ですべて運営しています。

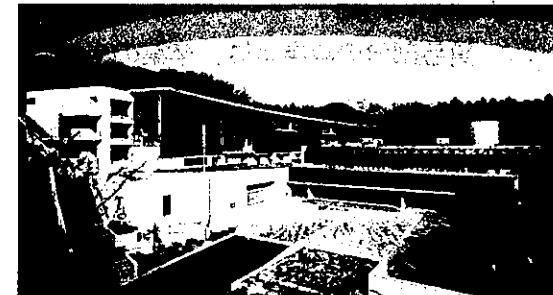
●「奨学生のつどい」

毎年夏休みに「つどい」という合宿行事を実施しています。高校奨学生の「つどい」は2泊3日の日程で、全国8会場で開催。レクリエーションや大学生との対話を通じて将来のこと、進学のこと、家族のことを考えることができます。きっかけがたくさん詰まったイベントです。また、大学・専門学校奨学生の初年度採用者を1か所に集めて行う「つどい」は4泊5日の日程で開催。有意義な学生生活を送るためにどうするかを考えてもらうため、卒業生や社会で活躍する著名人、海外の若者など多様な人材も招き、様々な刺激に触れる機会をつくっています。参加者の多くは、「つどい」で夢を見つけ、一生の仲間を得たと言い、参加満足度は9割を超えていました。

●大学生のための学生寮「あしなが心塾」（東京）・「虹の心塾」（神戸）

東京都日野市の「あしなが心塾（こころじゅく）」と兵庫県神戸市の「虹の心塾」の2つの学生寮を運営しています。

寮費（塾費）は、光熱費なども含め朝夕の2食付きで月1万円です。しかし、ただの安宿ではありません。「あしながさん」をはじめ全国の方々のご寄付によって建てられた心塾は「世のため人のために活躍する人材の養成」の場で、豊かな人間教育と実力を養成する学生寮です。



①清掃と挨拶勵行・礼儀を重んじる、②4人部屋で切磋琢磨する、③海外研修や語学講座——など、大学の授業の他にこれら心塾独自のカリキュラムに真剣に取り組み自分を鍛えれば、厳しい社会でも生き抜いていける力が育ちます。入塾（入寮）希望者は直接、それぞれの心塾にお問い合わせください。
※新型コロナウイルス対策のため、部屋割りやカリキュラム等を変更する場合があります。

あしなが心塾（写真）：住所：東京都日野市百草892-1 電話：042-594-7766
最寄り駅：京王線「百草園」駅から徒歩20分

虹の心塾：住所：神戸市東灘区本庄町1-7-3 電話：078-453-2418
最寄り駅：JR「甲南山手」駅から徒歩10分

●「レインボーハウス（虹の家）」での心のケア活動

1995年阪神淡路大震災で父と妹を亡くした小学5年生の男の子が描いた「黒い虹」。この黒い虹を七色にしたいという思いから1999年に日本で初めての遺児の心のケアハウス「神戸レインボーハウス」が完成。そのノウハウを生かし、対象を病気・災害・自死遺児へと広げ、2006年には東京都日野市に「あしながレインボーハウス」が完成。全国の遺児支援へと広がりました。2011年に東日本大震災が発生。震災で親を亡くした子どもたちのために、2014年に仙台、石巻、陸前高田にレインボーハウス建設。継続的に遺児の心のケア活動に取り組んでいます。

【弟妹さんにお伝えください／小中学生の皆さん、レインボーハウスに遊びにきませんか？】
レインボーハウスでは、全国の親を亡くした子どもたち（小中学生）を対象にプログラムを実施しています。遊びやおはなしを中心としたプログラムでは遊びの要素を入れたアクティビティをしながら、亡くなったお父さんやお母さんへの気持ちをシェアする時間も設けています。また保護者の方々の交流も大切にしています。お気軽に、あしながレインボーハウス（電話：042-594-2418）、神戸レインボーハウス（電話：078-453-2418）、もしくは仙台レインボーハウス（電話：022-797-2418）にお問い合わせください。

※このしおりは奨学金申請後も大切に保管してください

大学・短大在学生のみなさんへ 2022.4

あしなが大学奨学金

（無利子貸与
給付
付）

大学奨学生在学募集のしおり 【2022年度】

申込みできる方

大学または短期大学（外国大学を除く）に在学していて、次にあてはまる学生。

保護者（父または母など）が、病気や災害（道路上の交通事故を除く）、

自死（自殺）などで死亡、または保護者が1級から5級の障がい認定（注1）

を受けていて、経済的な援助を必要としている家庭の子ども。

（注1）次の障がい認定を受けている場合をいいます。

身体障害者福祉法、国民年金法、厚生年金保険法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、労働者災害補償保険法に定める第1級から第5級



申請のしめきり

2022年5月20日（消印有効）

奨学金の内容

この奨学金は、「無利子貸与+給付」型です。貸与のみ、給付のみの選択はできません。

貸与部分は卒業の半年後から20年以内に返還していただきます。経済的事情などで返還困難であることが認められた場合は、返還を先に延ばすことができます（詳しくは3ページ）。

1. 奨学金の金額（詳しくは3ページ）

(1)一般二月額70,000円（うち貸与40,000円、給付30,000円）

(2)特別二月額80,000円（うち貸与50,000円、給付30,000円）

2. 奨学金を受けられる期間

2022年4月分から卒業（最短修業年限）まで。第1回目の送金は2022年7月です。

3. 送金方法

3ヶ月ごとに3ヶ月分の奨学金を、奨学生本人名義のゆうちょ銀行の口座に送金します。

○1997年（平成9年）4月2日以降に生まれた方が対象です。

○高等専門学校および5年一貫制高等学校の4・5年生は、専修・各種学校奨学生在学募集に申請してください。

○募集人員についてはホームページをご参照ください

お問い合わせ・提出書類送付先 一般財団法人あしなが育英会 奨学課

〒102-8639 東京都千代田区平河町2-7-5 砂防会館4階

FAX (03)3221-7676 E-mail shougaku@ashinaga.org ホームページ www.ashinaga.org

フリーダイヤル 0120-77-8565 (平日9時~17時)

申請から奨学生採用までの手続き

1. 「大学奨学生申請書」などの郵送（2022年5月20日消印有効）

「大学奨学生申請書」など必要な書類（詳しくは別紙）を、あしなが育英会に郵送してください。在学している学校を通じて郵送しても問題ありません。なお、申請書は、コピーもしくはあしなが育英会のホームページからダウンロードしたものを使用してもかまいません。

2. 書類審査と説明会・面接（参加必須）について

書類審査に通った人に対し、大学奨学生説明会と面接を行います。

① 説明会・面接日 2022年6月11日（土）、12日（日）のうち1日

※書類審査の結果と説明会・面接の詳細は、6月上旬に申請者住所のみに郵送でお知らせします。

② 説明会・面接方法 オンライン（パソコンまたはスマートフォン等で参加）の予定

③ 選考結果 7月上旬に申請者および在学大学長に郵送でお知らせします。

※日程・方法については新型コロナウイルスの感染状況によって変更する可能性があります。

奨学生の交付から終了まで

1. 奨学生の送金

第1回目の奨学生の送金日は、2022年7月10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2回目以降は8月、11月、2月、5月の10日（土日祝日の場合はその前日）です。

2. 奨学生貸与及び給付契約書の提出（2022年8月上旬まで）

奨学生貸与及び給付契約書を奨学生採用のお知らせと一緒にお送りしますので、期日までに提出してください。提出がない場合は、奨学生の交付が終了しますのでご注意ください。なお、契約書には連帯保証人（1人）と親権者の記入が必要です。

3. 学業成績表・生活状況報告書の提出（毎年度末）、返還確認票の内容確認（交付終了時）

毎年度末に学校に学業成績表の提出を求めます。留年や成績が著しく不良の場合は奨学生の交付が止まることがあります。

また、奨学生には年度末に生活状況報告書で一年間の学校生活について報告していただきます。

定められた期日までに提出がないときは、奨学生の交付が止まることがあります。

なお、奨学生の交付が終了するときには、返還確認票と返還用の口座振替依頼書をお届けしますので、交付された奨学生の金額を確認して提出してください。

4. 大学奨学生との約束事項

大学奨学生には、特別な事情がない限り毎年春と秋に全国で行われる「あしなが学生募金」への参加を約束いただいています。また、ぜひお願いしたいこととして「大学奨学生のつどい」への参加と、「高校奨学生のつどい」でリーダー役になることの2つがあります。詳細については、説明会・面接で説明します。

5. 奨学生の終了

次のことがあったときには、奨学生の交付が終了します。

①満了：交付期間が終了したとき。

②退学：学校を退学したとき。

③辞退：奨学生を辞退したとき。

④廃止：学校処分等により奨学生として適当でないと判断されたとき。

⑤成績不良：原級留置や提出物未提出等で奨学生が2年連続停止になったとき。

⑥休学：休学期間が2年を超えるとき。

⑦死亡：奨学生本人が死亡したとき。

6. 奨学生の返還

退学などにより奨学生の資格を喪失しているにも関わらず、報告を怠るなどで奨学生を受け取った場合、その間の奨学生は貸与・給付ともに即時返還していただきます。

なお、在籍中に交付された奨学生は、通常どおり貸与部分のみ20年間以内に無利子で返還していただきます。

大学奨学生特別制度

経済的に特に困っていると認められる大学奨学生に対し、その者の申請により選考の上、奨学生月額を80,000円（貸与50,000円・給付30,000円）とする「大学奨学生特別制度」があります。希望する・しないについて申請書裏側の記入欄に必ず○印を付けてください。記入が無い場合は「2. 希望しない」になります。

奨学生の返還の方法

1. 返還の期間

貸与部分の奨学生は、卒業の半年後から20年以内に、年に1回払・半年に1回払・毎月払のいずれかの方法で返還していただきます。なお、卒業後も経済的事情などで返還が困難であることが認められた場合は、返還を一時的に停止し先に延ばすこと（猶予）ができます。

【奨学生返還の例】

月額70,000円の奨学生を4年間利用した場合、貸与総額は192万円になります。

20年で返還するときは、毎月払で約8千円となります。

2. 奨学生の利息

無利子です。

3. 返還の免除

奨学生本人が死亡、または重度心身障がいを負うなどで奨学生の返還が不能になった場合は、全部または一部が免除されることがあります。

【個人情報の保護について】

申請時に取得した個人情報は、奨学生交付・返還業務のために利用されます。この目的の適正な範囲内において、いただいた情報は、学校・金融機関・業務委託先に必要に応じて提供されます